

育児休業等状況書

園記入	・新規()月入園 ・現況届 ・()月分変更添付 ・その他()
-----	--------------------------------------

(宛先)岡崎市長

(提出日 令和 年 月 日)

保護者記入	子どもの氏名	生年月日	H R	年	月	日	利用(希望)施設名 園
	就労者氏名	生年月日	S H	年	月	日	子からみた続柄 父・母・()

事業所記入	就労先名称	部署名まで記入					
	就労先所在地	TEL					
	実就労地	就労先所在地と異なる場合記入 TEL					
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人代表者 <input type="checkbox"/> 専従者 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> その他					
	勤務形態	<input type="checkbox"/> 固定時間勤務 <input type="checkbox"/> シフト勤務 <input type="checkbox"/> フレックス勤務 <input type="checkbox"/> 変則勤務 <input type="checkbox"/> その他					
	就労開始年月日	S・H・R	年	月	日	育児休業復帰日	令和 年 月 日
	育児休業(※)の取得状況及び予定	取得の有無	<input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得予定				
		育休期間	H・R	年	月	日	～ 令和 年 月 日
		育休期間の変更	<input type="checkbox"/> 変更予定あり 変更後復帰日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 入園決定後に育児休業を短縮し、入園月中に復帰予定 <input type="checkbox"/> 変更予定なし				
	育児短縮勤務の取得状況	取得の有無	<input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> なし				
取得期間		H・R	年	月	日	～ 令和 年 月 日	
就労日数		週 日勤務 ・ 月 日就労 他()					
育児短縮勤務の就労時間		① 平日の就労時間 : ~ : うち休憩 分 時間 分 ② 土曜の就労時間 : ~ : うち休憩 分 時間 分 1週間の就労時間 時間 分 1か月の就労時間 時間 分					

※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)その他の育児休業に関する法律の規定による育児休業

※以下は、育児休暇から復帰した場合の予定を記入してください。

事業所記入	就労日数及び時間	規定の就労日数・時間(育児短縮勤務の場合は短縮勤務を加味しない時間)を記入してください。 (※1)については、休憩時間・残業時間を除いて記入してください。 <input type="checkbox"/> 育児休業から復帰後の就労先又は就労時間が未定 (派遣などで月60時間以上の就労時間が見込めるが、復帰後の就労先又は就労時間が未定の場合はし点を記入) 週 日就労 ・ 月 日就労 ・ 他() ① 平日の就労時間 : ~ : うち休憩 分 時間 分(※1) その他の就労時間 [] ② 土曜の就労時間 : ~ : うち休憩 分 時間 分(※1) その他の就労時間 [] 1週間の就労時間 時間 分(※1) 1か月の就労時間 時間 分(※1)					
	休日	<input type="checkbox"/> 定休 週休日() <input type="checkbox"/> 不定休 月に(日) (備考)					

上記のとおり証明(申告)します。 令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者の職・氏名

(※代表者は所属長でも可)

問合せ時担当者

(※左記代表者以外の場合のみ記入)

(注意事項)この証明(申告)書は、岡崎市の認可保育園等の利用資格等を認定するための書類です。虚偽の申告があった場合は、入園取消又は退園していただきます。また、証明を出した事業所に対して、岡崎市子ども部保育課から実地又は電話調査を行うことがあります。

事業所名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行った場合、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪に問われます。